

愛知県企業庁週休2日工事実施要領（対照表）

企 業 庁			建 設 局	備 考 (建設局との主な相違)
新	旧	主な改正内容		
愛知県企業庁週休2日工事実施要領 (目的) 第1条 “地域の守り手”である建設業の持続的な発展のため、建設現場の労働環境改善、将来の担い手の確保、多様な働き方の実現に向けた取組の一つとして、週休2日工事を実施する。愛知県企業庁が取り組む週休2日工事について、土日を休日とする週休2日工事の実施に取り組むなど、地域の実情や現場の状況等を踏まえつつ、適切な方法により週休2日の取組を進めていくものとする。 (用語の定義) 第2条 この要領における用語は、次のとおり定義する。 港湾・漁港工事:愛知県積算基準及び歩掛表【港湾・漁港・海岸編】を適用する工事 現場閉所:巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態 工事完了日: 完了通知提出日 (対象工事等) 第3条 愛知県企業庁の発注工事で、単価適用日が 2026 年10月1日以降の全ての工事を対象とする。(工事の積算基準及び歩掛表を用いる委託業務を含む)ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とするが、現場閉所計画を提出できる場合は、対象とすることができる。 (1) 保全工事並びに水道工事における一般修繕工事及び設備修繕工事 (2) 著しく施工期間が短い工事(施工必要日数が5日以内の工事) (3) 通年維持工事等小規模な現場が点在する工事 (4) 緊急の応急復旧工事 2 「港湾・漁港工事」については、建設局の定める「愛知県週休2日工事実施要領(港湾・漁港工事編)」を準用する。公共建築工事積算基準を適用する工事については、建設局の定める「建築工事における週休2日制工事実施要領(以下「建築工事実施要領」という。)」を準用する。	愛知県企業庁週休2日工事実施要領 (目的) 第1条 この要領は、「地域の守り手」である建設業の持続的な発展のために、建設現場の労働環境改善、将来の担い手確保に向けて、愛知県企業庁が取り組む週休2日工事について、必要な事項を定め、その適切かつ有効な実施を図ることを目的とする。 (用語の定義) 第2条 この要領における用語は、次のとおり定義する。 (1) 対象期間 完全週休2日又は週休2日に取り組む期間 (2) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態 (3) 工事完了日 完了通知提出日 (4) 港湾・漁港工事 愛知県積算基準及び歩掛表【港湾・漁港・海岸編】を適用する工事 (対象工事等) 第3条 愛知県企業庁の発注工事で、単価適用日が令和7年10月1日以降の全ての工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とするが、現場閉所計画を提出できる場合は、対象とすることができる。 (1) 保全工事並びに水道工事における一般修繕工事及び設備修繕工事 (2) 応急復旧工事 (3) 施工期間が著しく短い工事 (4) 小規模な現場が点在する工事 2 「港湾・漁港工事」については、建設局の定める「愛知県週休2日工事実施要領(港湾・漁港工事編)」を準用する。 3 公共建築工事積算基準を適用する工事については、建設局の定める「建築工事における週休2日制工事実施要領(以下「建築工事実施要領」という。)」を準用する。	方針についての改正 (建設局の改正) 適用日変更 体裁の変更	愛知県週休2日工事実施要領(土木工事編) (目的) 第1条 “地域の守り手”である建設業の持続的な発展のため、建設現場の労働環境改善、将来の担い手の確保、多様な働き方の実現に向けた取組の一つとして、週休2日工事を実施する。建設局、都市・交通局の発注する土木工事において、土日を休日とする週休2日工事の実施に取り組むなど、地域の実情や現場の状況等を踏まえつつ、適切な方法により週休2日の取組を進めていくものとする。 (用語の定義) 第2条 本要領における用語は次のとおり定義する。 土木工事:愛知県積算基準及び歩掛表【土木編】を適用する工事 港湾・漁港工事:愛知県積算基準及び歩掛表【港湾・漁港・海岸編】を適用する工事 空港土木工事:空港請負工事積算基準(国土交通省航空局)を適用する工事 現場閉所:巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態 工事完成日:完成通知書提出日 (対象工事等) 第3条 愛知県建設局又は都市・交通局の発注する工事で、単価適用日が 2026 年10月1日以降の全ての工事を対象とする(工事の積算基準及び歩掛表を用いる委託業務を含む)。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とするが、現場閉所計画がたてられる場合は、対象とすることができる。 (1) 著しく施工期間が短い工事(施工必要日数が5日以内の工事) (2) 通年維持工事等小規模な現場が点在する工事 (3) 緊急の応急復旧工事 2 「港湾・漁港工事」「空港土木工事」については、「愛知県週休2日工事実施要領(港湾・漁港工事編)」「愛知県週休2日工事実施要領(空港土木工事編)」により行う。公共建築工事費積算基準を適用する工事については、別に定める「建築工事における週休2日制工事実施要領(以下「建築工事実施要領」という。)」により行う。	建設局と整合 今回改正 (部署名の相違) 建設局と整合 (体裁変更) (様式名の相違) 建設局と整合 (体裁変更) 今回改正 (除外対象工事の相違) (港湾・漁港工事編の準用)

新	旧	主な改正内容	建設局	備考
(形式) 第4条 形式は、次のとおりとする。また、達成状況の評価方法については、(参考1)～(参考3)によることとする。 (1)完全週休2日(土日)(参考1) 完全週休2日とは、対象期間内において「土曜日」「日曜日」を基本の現場閉所日とすることをいう。1週間の定義は、「月曜日から日曜日まで」とする。 ただし、地元条件等により、土曜日又は日曜日に作業を行う場合は、同一週で土日に代わる現場閉所日(振替閉所日)を指定するものとする。 また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週7回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行っていれば、完全週休2日(土日)を達成しているとみなす。 (2)月単位の週休2日(参考2) 月単位の週休2日とは、対象期間(第5条)内のすべての月ごとにおいて現場閉所率(現場閉所日数/対象期間日数)が 28.5%(4週8休)以上であることをいう。 暦上の土曜日・日曜日の閉所では 28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休(28.5%)以上を達成しているものとみなす。 (3)通期の週休2日(参考3) 通期の週休2日とは、対象期間(第5条)内において現場閉所率(現場閉所日数/対象期間日数)が 28.5%(4週8休)以上であることをいう。 (対象期間) 第5条 対象期間は契約締結日の翌日(余裕期間制度を適用する場合は工事の始期)から工事完了日までのうち、以下の非対象期間を除いた期間とする。 (1) 準備期間(契約締結日の翌日から施工を開始するまでの期間で、現場事務所等の設置、測量はこの期間に含む。) (2) 後片付け期間(施工完了日の翌日から工事完了日までの期間) (3) 夏季休暇(3日間) (4) 年末年始休暇(6日間) (5) 工場製作のみの期間 (6) 工事全体を一時中止している期間 (7) 発注者が週休2日の対象外とする作業を実施する期間(施工条件や地元条件、災害対応等、受注者の責によらず週6日以上の現場作業を余儀なくされる期間)	(形式) 第4条 形式は、次のとおりとする。 (1)完全週休2日 完全週休2日とは、対象期間内において「土曜日」「日曜日」を基本の現場閉所日とすることをいう。1週間の定義は、「月曜日から日曜日まで」とする。 ただし、地元条件等により、土曜日又は日曜日に作業を行う場合は、同一週で土日に代わる現場閉所日(振替閉所日)を指定するものとする。また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週7回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行っていれば、完全週休2日(土日)を達成しているとみなす。 (2)月単位の週休2日 月単位の週休2日とは、対象期間内のすべての月ごとにおいて現場閉所率(現場閉所日数/対象期間日数)が 28.5%(4週8休)以上であることをいう。暦上の土曜日・日曜日の閉所では 28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休(28.5%)以上を達成しているものとみなす。 (対象期間) 第5条 対象期間は契約締結日の翌日(余裕期間制度を適用する場合は工事の始期)から工事完了日までのうち、以下の非対象期間を除いた期間とする。 (1) 準備期間(契約締結日の翌日から施工開始日の前日までの期間で、現場事務所等の設置、測量はこの期間に含む。) (2) 後片付け期間(施工完了日の翌日から工事完了日までの期間) (3) 夏季休暇(3日間) (4) 年末年始休暇(6日間) (5) 工場製作のみの期間 (6) 工事全体を一時中止している期間 (7) 発注者が週休2日の対象外とする作業を実施する期間(施工条件や地元条件、災害対応等、受注者の責によらず週6日以上の現場作業を余儀なくされる期間)	建設局と記載を合わせた。 建設局と記載を合わせた。	(形式) 第4条 形式は、次のとおりとする。また、達成状況の評価方法については、(参考1)～(参考3)によることとする。 (1) 完全週休2日(土日)(参考1) 完全週休2日(土日)とは、対象期間(第5条)内において「土曜日」「日曜日」を基本の現場閉所日とすることをいう。1週間の定義は、「月曜日から日曜日まで」とする。 ただし、地元条件等により、土曜日又は日曜日に作業を行う場合は、同一週で土日に代わる現場閉所日(振替閉所日)を指定するものとする。 また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週7回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行っていれば、完全週休2日(土日)を達成しているとみなす。 (2) 月単位の週休2日(参考2) 月単位の週休2日とは、対象期間(第5条)内のすべての月ごとにおいて現場閉所率(現場閉所日数/対象期間日数)が 28.5%(4週8休)以上であることをいう。 暦上の土曜日・日曜日の現場閉所では 28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、4週8休(28.5%)以上を達成しているものとみなす。 (3) 通期の週休2日(参考3) 通期の週休2日とは、対象期間(第5条)内において現場閉所率(現場閉所日数/対象期間日数)が 28.5%(4週8休)以上であることをいう。 (対象期間) 第5条 対象期間は契約締結日の翌日(フレックス工期を適用する場合は工事の始期)から工事完成日までのうち、以下の非対象期間を除いた期間とする。 (1) 準備期間(契約締結日の翌日から施工を開始するまでの期間で、現場事務所等の設置、測量はこの期間に含む。) (2) 後片付け期間(施工を完了した日の翌日から工事完成日までの期間) (3) 夏季休暇(3日間) (4) 年末年始休暇(6日間) (5) 工場製作のみの期間 (6) 工事全体を一時中止している期間 (7) 発注者が週休2日の対象外とする作業を実施する期間(施工条件や地元条件、災害対応等、受注者の責によらず週6日以上の現場作業を余儀なくされる期間)	建設局と整合 建設局と整合 建設局と整合 建設局と整合 (フレックス工期を余裕期間制度と読み替え)

新	旧	主な改正内容	建設局	備考																
条ごと削除	(週休2日の取得に要する費用の計上) 第6条 積算における補正係数は次のとおりとする。 (1) 発注者は当初設計にて、補正係数表の「完全週休2日(土日)」の補正係数を適用する。 (2) 「完全週休2日(土日)」が達成できない場合、現場閉所状況に応じて以下の補正係数に変更する。 (3) なお、現場作業を伴わない工場製作に係る費用及び測量や調査・設計等、外注が想定される業務については、補正の対象としない。 補正係数表 <table><tr><td>現場閉所状況の適用区分</td><td>完全週休2日(土日) ※</td><td>月単位の週休2日(4週8休以上)</td><td>月単位の週休2日未満(補正なし)</td></tr><tr><td>労務費</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.00</td></tr><tr><td>共通仮設費率</td><td>1.02</td><td>1.01</td><td>1.00</td></tr><tr><td>現場管理費率</td><td>1.03</td><td>1.02</td><td>1.00</td></tr></table> ※当初設計時適用補正係数 (4) 土木工事市場単価の補正対象及び補正係数は別紙1による。 (5) 土木工事標準単価の補正対象及び補正係数は別紙2による。 (6) 下水道工事市場単価の補正対象及び補正係数は別紙3による。	現場閉所状況の適用区分	完全週休2日(土日) ※	月単位の週休2日(4週8休以上)	月単位の週休2日未満(補正なし)	労務費	1.02	1.02	1.00	共通仮設費率	1.02	1.01	1.00	現場管理費率	1.03	1.02	1.00	補正係数による積算費用の計上の廃止(建設局の改正)	条ごと削除	今回改正
現場閉所状況の適用区分	完全週休2日(土日) ※	月単位の週休2日(4週8休以上)	月単位の週休2日未満(補正なし)																	
労務費	1.02	1.02	1.00																	
共通仮設費率	1.02	1.01	1.00																	
現場管理費率	1.03	1.02	1.00																	
(取組内容) 第6条 取組内容は、次のとおりとする。 (1) 発注者は、特記仕様書の「施工条件の明示」において、以下のことを明示する。 ・本要領の対象工事であるか否か ・週休2日を実施しない工事の場合はその理由 ・対象工事の場合で、第5条(7)に該当する週休2日の対象外の作業を設定する場合はその内容 (2) 対象工事の受注者は、当初施工計画書(工場製作を伴う場合は、現場施工計画書)に、実施する週休2日の形式を記載するものとする。 (3) 対象工事の受注者は、工事完了日までに実施結果表(様式2)を作成し、提出するものとする。	(取組内容) 第7条 取組内容は、次のとおりとする。 (1) 発注者は、特記仕様書の「施工条件の明示」において、以下のことを明示する。 ・本要領の対象工事であるか否か ・週休2日を実施しない工事の場合はその理由 ・対象工事の場合で、第5条(7)に該当する週休2日の対象外の作業を設定する場合はその内容 (2) 受注者は、当初施工計画書(工場製作を伴う場合は、現場施工計画書)に、現場閉所予定日及び非対象期間が分かる現場閉所計画表を添付し提出する。 (3) 受注者は、毎月5日までに工事打合簿により実施結果(現場閉所日及び非対象期間を明示)を提出するものとし、監督員はこれを確認する。 (4) 受注者は完全週休2日(土日)又は月単位の週休2日が達成できないことが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。	取り組み報告の方法を簡素化(建設局の改正)	(取組内容) 第6条 取組内容は、次のとおりとする。 (1) 発注者は、特記仕様書の「施工条件の明示」において、以下のことを明示する。 ・本要領の対象工事であるか否か ・週休2日を実施しない工事の場合はその理由 ・対象工事の場合で、第5条(7)に該当する週休2日の対象外の作業を設定する場合はその内容 (2) 本要領の対象工事は、工事名の末尾に「(週休2日)」を追記する。 (3) 対象工事の受注者は、当初施工計画書(工場製作を伴う場合は、現場施工計画書)に、実施する週休2日の形式を記載するものとする。 (4) 対象工事の受注者は、工事完成日までに実施結果表(様式2)を作成し、提出するものとする。	建設局と整合 今回改正 工事名ルールの相違 完了日表現方法の相違(完了日⇔完成日)																

新	旧	主な改正内容	建設局	備考
(4) 発注者が週休2日工事等に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。 条ごと削除	(5) 発注者が週休2日工事等に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。 (6) 受注者は、通期の週休2日及び月単位の週休2日が達成できなかった場合は、未達成の要因及び改善策を工事完了検査日までに発注者に報告する。なお、受注者の責によらず達成できなかった場合はこの限りではない。 (工事成績評定) 第8条 工事成績評定は、次のとおりとする。 完全週休2日が達成された場合、工事成績評定表の「6. 社会性等 I.地域への貢献度」において評価する。(令和8年4月1日以降契約工事については評価しない。) 2 提出された工程表や施工計画書が週休2日の取得を前提にしていないなど、明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績評定表の「7. 法令遵守等 9. その他」の項目において、2点減点する。	工事成績評定での評価廃止 (建設局での改正)	(5) 発注者が週休2日工事等に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。 条ごと削除	建設局と整合 今回改正
(取組証の発行) 第7条 取組証は総合評価において取組実績を証明するものとなる。受注者は、取組証の発行を希望する場合には工事完了日までに監督員に申し出ること。あわせて週休2日の実施結果を確認できる資料(現場閉所日及び非対象期間を明示)を提出すること。その場合、監督員は、工事目的物の引き渡し後、速やかに受注者に対して週休2日工事取組証を発行するものとする。取組証の様式については、様式1によることとする。ただし、最終契約金額が1千万円未満の工事については、取組証を発行しない。	(取組証の発行) 第9条 受注者は、取組証の発行を希望する場合には工事完了日までに監督員に申し出ること。その場合、監督員は、工事目的物の引き渡し後、速やかに受注者に対して週休2日工事取組証(様式1)を発行するものとする。 ただし、最終契約金額が 1 千万円未満の工事については、取組証は発行しない。	取組み証発行手続きの追加 表現の修正 (設局改正)	(取組証の発行) 第7条 取組証は総合評価において取組実績を証明するものとなる。受注者が取組証の発行を希望する場合は、工事完成日までに監督員に申し出ること。あわせて週休2日の実施結果を確認できる資料(現場閉所日及び非対象期間を明示)を提出すること。その場合、監督員は、工事目的物の引き渡し後、速やかに受注者に対して「週休2日工事取組証」を発行するものとする。取組証の様式については、様式1によることとする。ただし、最終契約金額が 1 千万円未満の工事については、取組証を発行しない。	建設局と整合 完了日表現方法の相違(完了日⇔完成日)

新	旧	主な改正内容	建設局	備考
附 則 この要領は令和元年 10 月 1 日から施行する。 附 則 この要領は令和3年5月 1 日から施行する。 附 則 この要領は令和4年4月 1 日から施行する。 附 則 この要領は令和4年 10 月 1 日から施行する。 附 則 この要領は令和5年4月 1 日から施行する。 附 則 この要領は令和5年 10 月 1 日から施行する。 附 則 この要領は令和6年4月 1 日から施行する。 附 則 この要領は令和6年 10 月 1 日から施行する。 附 則 この要領は令和7年 10 月 1 日から施行する。 附 則 この要領は令和8年 10 月 1 日から施行する。	附 則 この要領は令和元年 10 月 1 日から施行する。 附 則 この要領は令和 3 年 5 月 1 日から施行する。 附 則 この要領は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 この要領は令和 4 年 10 月 1 日から施行する。 附 則 この要領は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 この要領は令和 5 年 10 月 1 日から施行する。 附 則 この要領は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 この要領は令和 6 年 10 月 1 日から施行する。 附 則 この要領は令和7年 10 月 1 日から施行する。	施行日追加	附 則 この要領は、平成 28 年4月 1 日から施行する。 附 則 この要領は、平成 29 年4月 1 日から施行する。 附 則 この要領は、平成 30 年4月 1 日から施行する。 附 則 (適用日) 1 この要領は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。 (発注者指定型に関する経過措置) 2 省略 附 則 この要領は、平成 31 年4月 1 日から施行する。 附 則 この要領は、令和2年4月 1 日から施行する。 附 則 この要領は、令和3年4月 1 日から施行する。 附 則 この要領は、令和4年4月 1 日から施行する。 附 則 この要領は、令和4年7月 1 日から施行する。 附 則 この要領は、令和4年 10 月 1 日から施行する。 附 則 この要領は、令和5年4月 1 日から施行する。 附 則 この要領は、令和5年 10 月 1 日から施行する。 附 則 この要領は、令和6年4月 1 日から施行する。 附 則 この要領は、2024(令和6)年 10 月 1 日から施行する。 附 則 この要領は、2025(令和7)年 10 月 1 日から施行する。 附 則 この要領は、2026(令和8)年 10 月 1 日から施行する。	今回改正
(参考1) (略) (参考2) 月単位の週休二日 (参考3) 通期の週休二日	(参考1) (略) (参考2) 月単位の週休二日工事		(参考1) (略) (参考2) 月単位の週休二日 (参考3) 通期の週休二日	建設局と整合

愛知県企業庁週休2日工事实施要領（対照表）

新

旧

(参考3) 通期の週休2日

《□：工事実施日》							休工率								
日	月	火	水	木	金	土	日数	休工日数	備 考						
準備期間←			対象期間開始日 □	□	□	休工	4	1							
対象期間開始日 休工	□	□	振替休工	□	□	□	7	2							
□	□	□	□	□	□	休工	1	1	発注者が対象外と明示した期間は非対象期間とする。						
休工	□	祝日 休工	□	夏季休暇（3日間）			4	2	夏季休暇は非対象期間とする。						
□	□	□	□	□	□	休工	7	1							
休工	□	振替休工	□	祝日 休工	□	休工	7	4							
休工	□	□	□	□	雨天休工	□	7	2	雨天による振替休工は休工と認める。						
休工	□	□	□	□	□	□	7	1							
休工	□	□	□	□	□	対象期間終了日 休工	7	2							
休工	□	□	□	対象期間終了日 □	→後片付け期間		5	1							
休工率							56	17	休工率＝30.3%※1（17日/56日）						
休工率＝30.3% ≧ 28.5% 通期の週休2日達成															

※1 少数第2位切り捨て

追加

新			旧																																				
(様式1) 年 月 日 週休2日工事取組証 名称 代表者名（契約の相手方）様 <table><tr><td>工 事 名</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>最 終 契 約 金 額 ※ 1</td><td colspan="2">金 円</td></tr><tr><td>本 工 事 の 業 種 ※ 2</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td rowspan="2">週 休 2 日 の 形 式</td><td></td><td>完全週休2日</td></tr><tr><td></td><td>月単位の週休2日 〔【港湾・漁港工事】 週休2日工事（4週8休）〕</td></tr><tr><td>引 渡 し 年 月 日 ※ 3</td><td colspan="2">年 月 日</td></tr></table> ※1 最終契約金額1千万円未満の工事は取組証発行対象外 ※2 （例）土木工事業の場合はP C工事を含むため、「土木工事業（P C工事除く）」と記載 （例）P C上部工事の場合は「プレストレストコンクリート工事」と記載 ※3 完了検査合格通知書に記載の引渡し年月日を記載 愛知県〇〇〇所長 印			工 事 名			最 終 契 約 金 額 ※ 1	金 円		本 工 事 の 業 種 ※ 2			週 休 2 日 の 形 式		完全週休2日		月単位の週休2日 〔【港湾・漁港工事】 週休2日工事（4週8休）〕	引 渡 し 年 月 日 ※ 3	年 月 日		(様式1) 年 月 日 週休2日工事取組証 名称 代表者名（契約の相手方）様 <table><tr><td>工 事 名</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>最 終 契 約 金 額 ※ 1</td><td colspan="2">金 円</td></tr><tr><td>本 工 事 の 業 種 ※ 2</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td rowspan="2">週 休 2 日 の 形 式</td><td></td><td>完全週休2日工事</td></tr><tr><td></td><td>月単位の週休2日工事 〔【港湾・漁港工事】 4週8休工事〕</td></tr><tr><td>引 渡 し 年 月 日 ※ 3</td><td colspan="2">年 月 日</td></tr></table> ※1 最終契約金額1千万円未満の工事は取組証発行対象外 ※2 （例）土木工事業の場合はP C工事を含むため、「土木工事業（P C工事除く）」と記載 （例）P C上部工事の場合は「プレストレストコンクリート工事」と記載 ※3 完了検査合格通知書に記載の引渡し年月日を記載 愛知県〇〇〇所長 印			工 事 名			最 終 契 約 金 額 ※ 1	金 円		本 工 事 の 業 種 ※ 2			週 休 2 日 の 形 式		完全週休2日工事		月単位の週休2日工事 〔【港湾・漁港工事】 4週8休工事〕	引 渡 し 年 月 日 ※ 3	年 月 日	
工 事 名																																							
最 終 契 約 金 額 ※ 1	金 円																																						
本 工 事 の 業 種 ※ 2																																							
週 休 2 日 の 形 式		完全週休2日																																					
		月単位の週休2日 〔【港湾・漁港工事】 週休2日工事（4週8休）〕																																					
引 渡 し 年 月 日 ※ 3	年 月 日																																						
工 事 名																																							
最 終 契 約 金 額 ※ 1	金 円																																						
本 工 事 の 業 種 ※ 2																																							
週 休 2 日 の 形 式		完全週休2日工事																																					
		月単位の週休2日工事 〔【港湾・漁港工事】 4週8休工事〕																																					
引 渡 し 年 月 日 ※ 3	年 月 日																																						

新	旧																																		
取組証について（様式1）【記載例】 引渡し年月日から1週間を目途に発行してください。 令和8年 3月 20日 週休2日工事取組証 名称 (株)〇〇△△ 代表者名（契約の相手方） 愛知 太郎 様 <table><tr><td>工 事 名</td><td colspan="2">〇〇布設工事</td></tr><tr><td>最終契約金額※1</td><td colspan="2">金 40,000,000 円</td></tr><tr><td>本工事の業種※2</td><td colspan="2">管工事</td></tr><tr><td rowspan="2">週休2日の形式</td><td>○</td><td>完全週休2日</td></tr><tr><td></td><td>月単位の週休2日 【港湾・漁港工事】 週休2日工事（4週8休）</td></tr><tr><td>引渡し年月日※3</td><td colspan="2">令和8年 3月 15日</td></tr></table> ※1 最終契約金額1千万円未満の工事は取組証発行対象外 ※2（例）土木工事業の場合はPC工事を含むため、「土木工事業（PC工事除く）」と記載 （例）PC上部工事の場合は「プレストレストコンクリート工事」と記載 ※3 完了検査合格通知書に記載の引渡し年月日を記載 愛知県〇〇〇所長 印 印 入札公告の業種と同じものを記載してください。 ただし、土木工事業は、※2のように記載してください 本庁発注の工事でも、各地方機関の長が発行者となります。	工 事 名	〇〇布設工事		最終契約金額※1	金 40,000,000 円		本工事の業種※2	管工事		週休2日の形式	○	完全週休2日		月単位の週休2日 【港湾・漁港工事】 週休2日工事（4週8休）	引渡し年月日※3	令和8年 3月 15日		取組証について（様式1）【記載例】 引渡し年月日から1週間を目途に発行してください。 令和8年 3月 20日 週休2日工事取組証 名称 (株)〇〇△△ 代表者名（契約の相手方） 愛知 太郎 様 <table><tr><td>工 事 名</td><td colspan="2">〇〇布設工事</td></tr><tr><td>最終契約金額※1</td><td colspan="2">金 40,000,000 円</td></tr><tr><td>本工事の業種※2</td><td colspan="2">管工事</td></tr><tr><td rowspan="2">週休2日の形式</td><td>○</td><td>完全週休2日工事</td></tr><tr><td></td><td>月単位の週休2日工事 【港湾・漁港工事】 4週8休工事</td></tr><tr><td>引渡し年月日※3</td><td colspan="2">令和8年 3月 15日</td></tr></table> ※1 最終契約金額1千万円未満の工事は取組証発行対象外 ※2（例）土木工事業の場合はPC工事を含むため、「土木工事業（PC工事除く）」と記載 （例）PC上部工事の場合は「プレストレストコンクリート工事」と記載 ※3 完了検査合格通知書に記載の引渡し年月日を記載 愛知県〇〇〇所長 印 印 入札公告の業種と同じものを記載してください。 ただし、土木工事業は、※2のように記載してください 本庁発注の工事でも、各地方機関の長が発行者となります。	工 事 名	〇〇布設工事		最終契約金額※1	金 40,000,000 円		本工事の業種※2	管工事		週休2日の形式	○	完全週休2日工事		月単位の週休2日工事 【港湾・漁港工事】 4週8休工事	引渡し年月日※3	令和8年 3月 15日	
工 事 名	〇〇布設工事																																		
最終契約金額※1	金 40,000,000 円																																		
本工事の業種※2	管工事																																		
週休2日の形式	○	完全週休2日																																	
		月単位の週休2日 【港湾・漁港工事】 週休2日工事（4週8休）																																	
引渡し年月日※3	令和8年 3月 15日																																		
工 事 名	〇〇布設工事																																		
最終契約金額※1	金 40,000,000 円																																		
本工事の業種※2	管工事																																		
週休2日の形式	○	完全週休2日工事																																	
		月単位の週休2日工事 【港湾・漁港工事】 4週8休工事																																	
引渡し年月日※3	令和8年 3月 15日																																		

新

旧

実施結果表について（様式2）

(様式2)

工事名	当初契約日	工期（最終変更）			工事完成日	週休2日実績				未達成	備考（週休2日その他の内容、未達成の理由等）
		工期開始	～	工期末		完全週休2日（土日）	月単位の週休2日	通期の週休2日	その他		
【記載例】舗装道修繕工事（週休2日）	R8.11.1	R8.11.15		R9.3.15	R9.3.1					○	●●のため。
			～								

・工事完了日までに作成のうえ提出してください。記載内容については、「記載内容」シートを参照してください。

・達成した「週休2日実績」に「○」をつけてください。「その他」又は、「未達成」の場合は、備考欄に記載してください。

・本様式提出時には、週休2日の実施結果を確認できる資料（現場閉所日及び非対象期間を明示）の添付は不要です。※

※取組証の発行を希望する場合は、工事完成日までに監督員に申し出るとともに、週休2日の実施結果を確認できる資料（現場閉所日及び非対象期間を明示）を提出してください。

追加

新	旧		
廃止	週休２日工事における市場単価積算の補正係数の設定 別紙 1		
	名称	区分	現場閉所補正係数
			月単位 完全週休2日 (土日)
	鉄筋工		1.02 1.02
	ガス圧接工		1.01 1.01
	インターロッキングブロック工	設置	1.01 1.01
		撤去	1.02 1.02
	防護柵設置校(ガードレール)	設置	1.00 1.00
		撤去	1.02 1.02
	防護柵設置校(ガードパイプ)	設置	1.00 1.00
		撤去	1.02 1.02
	防護柵設置校(横断・転落防止柵)	設置	1.02 1.02
		撤去	1.02 1.02
	防護柵設置校(落石防護柵)		1.01 1.01
	防護柵設置校(落石防止網)		1.01 1.01
	道路標識設置工	設置	1.00 1.00
		撤去	1.01 1.01
	道路付属物設置工	設置	1.01 1.01
		撤去	1.02 1.02
	法面工		1.01 1.01
	吹付砕耕		1.01 1.01
	鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.01 1.01
	道路植栽工		1.02 1.02
	公園植栽工		1.02 1.02
	橋梁用伸縮接手装置設置工		1.01 1.01
	橋梁用埋設型伸縮接手装置設置工		1.02 1.02
	橋面防水工		1.01 1.01
	薄層カラー舗装工		1.00 1.00
	グルーピング工		1.00 1.00
	軟弱地盤処理工		1.01 1.01
	コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01 1.01

新	旧																																																																																																																																																	
廃止	週休２日工事における市場単価積算の補正係数の設定別紙２																																																																																																																																																	
	<table><tr><th rowspan="2">名 称</th><th rowspan="2">区 分</th><th colspan="2">現場閉所補正係数</th></tr><tr><th>月単位</th><th>完全週休2日 (土日)</th></tr><tr><td>区画線工</td><td></td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td>高視認性区画線工</td><td></td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td>橋梁塗装工</td><td></td><td>1.01</td><td>1.01</td></tr><tr><td rowspan="2">構造物とりこわし工</td><td>機械</td><td>1.01</td><td>1.01</td></tr><tr><td>人力</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td>コンクリートブロック積工</td><td></td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td>排水構造物工</td><td></td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td>鋼製排水溝設置工</td><td></td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td rowspan="2">表面被覆工(コンクリート保護塗装)</td><td>固定足場</td><td>1.01</td><td>1.01</td></tr><tr><td>高所作業車</td><td>1.01</td><td>1.01</td></tr><tr><td rowspan="2">表面含浸工</td><td>固定足場</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td>高所作業車</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td rowspan="2">連続繊維シート補強工</td><td>固定足場</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td>高所作業車</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td rowspan="2">剥落防止工(アラミドメッシュ)</td><td>固定足場</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td>高所作業車</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td rowspan="2">漏水対策材設置工</td><td>固定足場</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td>高所作業車</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td>防草シート設置工</td><td></td><td>1.01</td><td>1.01</td></tr><tr><td rowspan="2">紫外線硬化型FRPシート設置工 (ポリエステル樹脂)</td><td>固定足場</td><td>1.01</td><td>1.01</td></tr><tr><td>高所作業車</td><td>1.01</td><td>1.01</td></tr><tr><td>塗膜除去工</td><td></td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td>バキュームブラスト工</td><td></td><td>1.01</td><td>1.01</td></tr><tr><td rowspan="2">道路反射鏡設置工</td><td>設置</td><td>1.00</td><td>1.00</td></tr><tr><td>撤去</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td>仮設防護柵設置工(仮設ガードレール)</td><td></td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td>機械式継手工</td><td></td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td>抵抗板付鋼製杭基礎工</td><td></td><td>1.01</td><td>1.01</td></tr><tr><td>ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工</td><td></td><td>1.01</td><td>1.01</td></tr><tr><td>FRP製格子状パネル設置工</td><td></td><td>1.00</td><td>1.00</td></tr><tr><td>浸食防止用植生マット工(養生マット工)</td><td></td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td>支承金属溶射工</td><td></td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td>耐圧ポリエチレンリブ(ハウエル管)設置工</td><td></td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td>フレア溶接工</td><td></td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td>H型ボラード設置工</td><td></td><td>1.01</td><td>1.01</td></tr><tr><td rowspan="2">橋梁用水切り材設置工</td><td>固定足場</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td>作業車</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr></table>	名 称	区 分	現場閉所補正係数		月単位	完全週休2日 (土日)	区画線工		1.02	1.02	高視認性区画線工		1.02	1.02	橋梁塗装工		1.01	1.01	構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01	人力	1.02	1.02	コンクリートブロック積工		1.02	1.02	排水構造物工		1.02	1.02	鋼製排水溝設置工		1.02	1.02	表面被覆工(コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.01	高所作業車	1.01	1.01	表面含浸工	固定足場	1.02	1.02	高所作業車	1.02	1.02	連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02	高所作業車	1.02	1.02	剥落防止工(アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.02	高所作業車	1.02	1.02	漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02	高所作業車	1.02	1.02	防草シート設置工		1.01	1.01	紫外線硬化型FRPシート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.01	高所作業車	1.01	1.01	塗膜除去工		1.02	1.02	バキュームブラスト工		1.01	1.01	道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00	撤去	1.02	1.02	仮設防護柵設置工(仮設ガードレール)		1.02	1.02	機械式継手工		1.02	1.02	抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01	ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00	浸食防止用植生マット工(養生マット工)		1.02	1.02	支承金属溶射工		1.02	1.02	耐圧ポリエチレンリブ(ハウエル管)設置工		1.02	1.02	フレア溶接工		1.02	1.02	H型ボラード設置工		1.01	1.01	橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	1.02	作業車	1.02	1.02
	名 称			区 分	現場閉所補正係数																																																																																																																																													
		月単位	完全週休2日 (土日)																																																																																																																																															
	区画線工		1.02	1.02																																																																																																																																														
	高視認性区画線工		1.02	1.02																																																																																																																																														
	橋梁塗装工		1.01	1.01																																																																																																																																														
	構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01																																																																																																																																														
		人力	1.02	1.02																																																																																																																																														
	コンクリートブロック積工		1.02	1.02																																																																																																																																														
	排水構造物工		1.02	1.02																																																																																																																																														
	鋼製排水溝設置工		1.02	1.02																																																																																																																																														
	表面被覆工(コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.01																																																																																																																																														
		高所作業車	1.01	1.01																																																																																																																																														
	表面含浸工	固定足場	1.02	1.02																																																																																																																																														
		高所作業車	1.02	1.02																																																																																																																																														
	連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02																																																																																																																																														
		高所作業車	1.02	1.02																																																																																																																																														
	剥落防止工(アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.02																																																																																																																																														
		高所作業車	1.02	1.02																																																																																																																																														
	漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02																																																																																																																																														
		高所作業車	1.02	1.02																																																																																																																																														
	防草シート設置工		1.01	1.01																																																																																																																																														
	紫外線硬化型FRPシート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.01																																																																																																																																														
		高所作業車	1.01	1.01																																																																																																																																														
	塗膜除去工		1.02	1.02																																																																																																																																														
	バキュームブラスト工		1.01	1.01																																																																																																																																														
	道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00																																																																																																																																														
		撤去	1.02	1.02																																																																																																																																														
	仮設防護柵設置工(仮設ガードレール)		1.02	1.02																																																																																																																																														
	機械式継手工		1.02	1.02																																																																																																																																														
	抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01																																																																																																																																														
	ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01																																																																																																																																														
	FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00																																																																																																																																														
	浸食防止用植生マット工(養生マット工)		1.02	1.02																																																																																																																																														
	支承金属溶射工		1.02	1.02																																																																																																																																														
	耐圧ポリエチレンリブ(ハウエル管)設置工		1.02	1.02																																																																																																																																														
	フレア溶接工		1.02	1.02																																																																																																																																														
	H型ボラード設置工		1.01	1.01																																																																																																																																														
	橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	1.02																																																																																																																																														
		作業車	1.02	1.02																																																																																																																																														
	廃止	下水道用設計標準歩掛における市場単価別紙３																																																																																																																																																
		<table><tr><th rowspan="2">名 称</th><th rowspan="2">規格・仕様</th><th colspan="2">現場閉所補正係数</th></tr><tr><th>月単位</th><th>完全週休2日 (土日)</th></tr><tr><td>硬質塩化ビニル管設置工</td><td></td><td>1.01</td><td>1.01</td></tr><tr><td>リブ付硬質塩化ビニル管設置工</td><td></td><td>1.01</td><td>1.01</td></tr><tr><td>砂基礎工</td><td>人力施工</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td>砂基礎工</td><td>機械施工</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td>砕石基礎工</td><td>人力施工</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td>砕石基礎工</td><td>機械施工</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td>組立マンホール設置工</td><td></td><td>1.01</td><td>1.01</td></tr><tr><td>小型マンホール工</td><td></td><td>1.00</td><td>1.00</td></tr><tr><td>取付管およびます設置工</td><td>ます設置工</td><td>1.00</td><td>1.00</td></tr><tr><td>取付管およびます設置工</td><td>取付管布設及び支管取付工</td><td>1.01</td><td>1.01</td></tr></table>	名 称	規格・仕様	現場閉所補正係数		月単位	完全週休2日 (土日)	硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01	リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01	砂基礎工	人力施工	1.02	1.02	砂基礎工	機械施工	1.02	1.02	砕石基礎工	人力施工	1.02	1.02	砕石基礎工	機械施工	1.02	1.02	組立マンホール設置工		1.01	1.01	小型マンホール工		1.00	1.00	取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.00	取付管およびます設置工	取付管布設及び支管取付工	1.01	1.01																																																																																																		
		名 称			規格・仕様	現場閉所補正係数																																																																																																																																												
			月単位	完全週休2日 (土日)																																																																																																																																														
		硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01																																																																																																																																													
		リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01																																																																																																																																													
砂基礎工		人力施工	1.02	1.02																																																																																																																																														
砂基礎工		機械施工	1.02	1.02																																																																																																																																														
砕石基礎工		人力施工	1.02	1.02																																																																																																																																														
砕石基礎工		機械施工	1.02	1.02																																																																																																																																														
組立マンホール設置工			1.01	1.01																																																																																																																																														
小型マンホール工			1.00	1.00																																																																																																																																														
取付管およびます設置工		ます設置工	1.00	1.00																																																																																																																																														
取付管およびます設置工		取付管布設及び支管取付工	1.01	1.01																																																																																																																																														